

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働省子ども家庭局長

(公 印 省 略)

宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案への対応については、「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和 4 年 10 月 6 日付子発 1006 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q & A」について」（令和 4 年 12 月 27 日付子発 1227 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「Q & A」という。）において、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることがないようにすること等について徹底いただくようお願いをしてきたところです。

また、保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないいわゆる「医療ネグレクト」により児童の生命・身体に重大な影響がある場合については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日付雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「平成 24 年通知」という。別添 1。）により、その考え方や必要な手続きを整理してお示ししているところです。

昨今、一部の宗教に関し、当該宗教を信仰する保護者において、その監護する児童について、医師が輸血等の医療行為を必要と判断しているにもかかわらず、教義を理由として当該医療行為の実施に同意をしない事例があるとの指摘がありますが、医師が児童に必要と判断する輸血等の医療を保護者が受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等の携帯を強制することを含む。）は、Q & A（問 4—5）においてお示しするように、ネグレクトや心理的虐待に該当するものです。

特に輸血については、大量出血に伴って生命に危険が生じる場合に行われることが想定さ

れることは明らかであり、こうした処置が児童に対して適時実施されないことは重大な児童虐待事案に該当し得るものです。こうしたことを踏まえ、宗教の信仰等を背景とする場合も含め、児童に対し医師が必要と判断する医療行為の実施に保護者が同意せず、児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認める場合等には、一刻を争う状況であることを十分にご認識頂き、児童の生命・身体の安全確保を最優先に、児童相談所長は可及的速やかに一時保護をした上で児童福祉法第 33 条の 2 第 4 項に基づく医療行為への同意等の対応をお願いします。

また、医療現場における輸血拒否に関する対応の基本的な考え方は、既に関係医学会等において別添 2 の文書のとおり整理されていることから、当該文書及び平成 24 年通知等も踏まえて、平時から貴管下の児童相談所内における研修等を通じて医療機関との連携体制を強化するなど、医療ネグレクト事案への対応について確認しておくようお願いします。また、事案発生時には医療機関との円滑かつ迅速な連絡調整により、児童の生命・身体の安全を確保する対応を徹底していただきますよう、お願いします。

なお、本通知については、日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、全国医学部長病院長会議、日本医学会連合、日本救急医学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本循環器学会、日本内科学会、日本麻酔科学会及び日本輸血・細胞治療学会の協力を得て、全国の医療機関等にも周知をすることとしています。

(添付資料)

- ・ 医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について(平成 24 年 3 月 9 日付雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)(別添 1)
- ・ 宗教的輸血拒否に関するガイドライン(平成 20 年 2 月 28 日宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告)(別添 2)